

公共工事における総合評価方式の展開

総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室

室長
伊藤 弘之

主任研究官
堤 達也



1. はじめに

公共工事に関しては、厳しい財政状況の下、公共投資額が減少している中で、工事の受注を巡る価格競争が激化し、ダンピング入札が急増するとともに、手抜き工事や安全対策の怠り、下請け業者・労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されている。一方、公共工事により生み出される社会資本は、数十年以上の期間に亘って、国民の生活や経済活動を支える重要な公共財産であり、性能や耐久性に優れた良質なものが供給されなければならない。また、建設工事により発生する騒音、交通渋滞等による外部コストの縮減や工事便益の早期発現に対する国民の要望も高く、工事目的物だけでなくその施工方法もあわせた工事品質の確保・向上が課題となっている。

このような背景を踏まえ、2005年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」）」が施行された。品確法では「公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化」、「価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換」、「発注者をサポートする仕組みの明確化」を基本的な事項としている。

品確法において特に重視されている「価格と品質で総合的に優れた調達」は、発注者が定めた仕様に基づく工事に対して価格競争を行う従来の方式とは異なり、「入札参加者が提示した技術提案や技術力とその入札価格」を総合的に評価して、最も優れた入札者を落札者とする方式であり、総合評価方式と呼ばれている。この方式は、発注者にとって Value for Money の観点から最も有利な調達が可能となるだけでなく、民間業者の技術力をより向上させようとするインセンティブを形成するものであり、技術と経営に優れた健全な建設業者が育成される効果がある。また、入札談合の再発防止対策¹⁾において、

総合評価方式の適用拡充が位置づけられたように、単なる価格競争に比べて談合をより防止する効果も有している。

総合評価方式は、1999年度に「今井一号橋撤去工事」において最初の適用が行われて以来、2000年度には財務省との包括協議が整い、2002年度以降国土交通省においては、およそ500件程度の工事に適用されている（表－1参照）。

表－1 総合評価方式の実施件数

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
件数	2	6	35	452	559	411

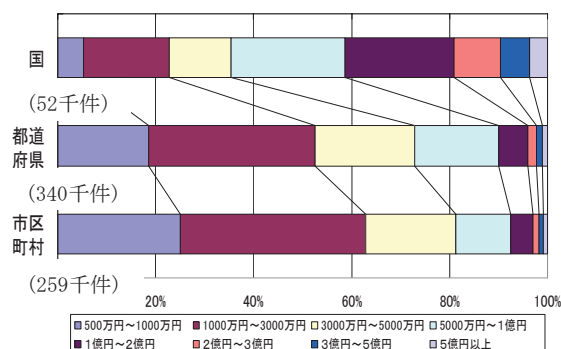
従来、総合評価方式は、大規模な工事を対象に適用がなされてきたが、品質確保の観点から、比較的小規模な工事に対しても、総合評価方式を適用することが重要と考えられた。このため、小規模な工事を含む公共事業全体を対象とした総合評価方式のあり方について検討を行い、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」²⁾がとりまとめられている。

本紙では、品確法の趣旨を踏まえた調達方式の改革の取り組みの一つとして、本ガイドラインについて紹介するとともに、総合評価方式に係わる今後の課題について述べる。

2. 公共工事における総合評価方式活用ガイドライン

国及び地方公共団体における公共工事全体を見ると、地方公共団体による工事件数が約92%を占め、そのうち5000万円以下の小規模工事件数が約3/4を占めている（図－1参照）。

また、特に地方公共団体においては、ダンピング入札やくじ引き落札が増加しており、不良工事のり



CORINS（工事実績情報サービス）に登録されている平成15, 16年度竣工工事より作成。

図-1 規模別工事件数の割合

スクが高まっている。このため、公共工事全体の品質確保を図るためには、地方公共団体による小規模な工事にも対象に、価格だけでなく技術力を重視した入札契約方式を導入する必要性が認識された。

一方、従来の総合評価方式については、発注者の定めた標準的な施工方法に対する代替案を求めるもので、その提案や審査に係わる発注者・入札参加者の負担が大きいこと、手続きに長期間を要すること、小規模工事ではそもそも技術提案の余地が小さいこ

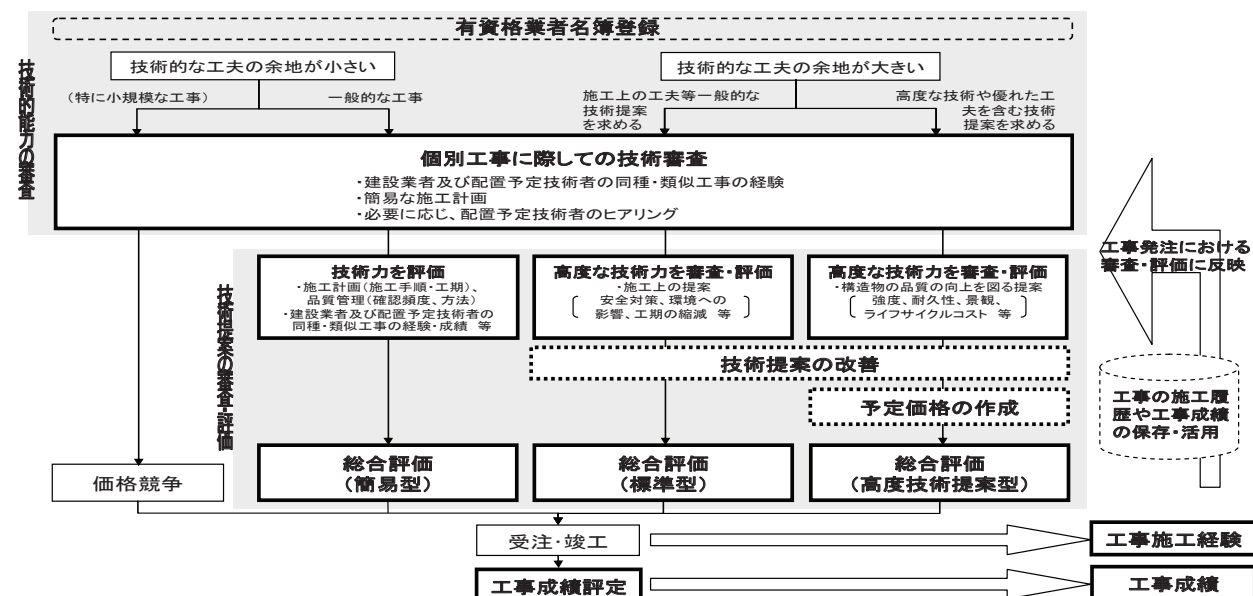
とから、この方式をそのまま多くの公共工事に適用することは困難である。

このため、国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」）では、学識者及び民間業者、行政の代表者からなる「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅東京大学大学院教授）を設置し、公共工事全体を視野に入れた、総合評価方式のあり方について検討するとともに、小規模な工事やより難易度の低い工事においても活用できる手法について議論を行い、ガイドラインをとりまとめることにより、公共工事の品質確保の一層の促進を図った。

(1) 総合評価方式の選択

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価を適用する必要があると認められる工事を除き、全ての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択する（図-2参照）。

なお、価格競争方式を適用する場合においても、建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。
 ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
 ※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。
 ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図-2 公共工事における総合評価方式の適用の考え方

●特集２：公共調達が変わる

験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者にヒアリングを行うことにより、不良不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定を行うこととしている。

①簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することが重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

②標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

③高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

(2) 評価項目

評価項目については、簡易型、標準型、高度技術提案型のそれぞれに応じて、表－２から適宜選択するとともに配点を行うこととしている。

(3) 評価方法

落札者決定の基準となる総合評価値の算定方法については、除算方式又は加算方式によることとしている（直轄工事においては除算方式）。除算方式においては、従来標準点 100 点に対し、加算点の満点を 10 点とすることが多かったが、価格に対して技術力をより重視するため、加算点の満点を 10 ～ 50 点の範囲で定めることとした。

除算方式：技術評価点（標準点＋加算点）÷ 価格

加算方式：技術評価点＋価格評価点

表－２ 総合評価方式の評価項目の例

方式	評価項目の例
簡易型	①簡易な施工計画（工程管理に係わる技術的所見、材料の品質管理に係わる技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、施工上配慮すべき事項） ②企業の施工実績（同種・類似工事の施工実績、工事成績等） ③配置予定技術者の能力（同種・類似工事の施工経験、工事成績等）
標準型・高度技術提案型	①施工計画（技術提案に係わる具体的な施工計画） ②技術提案 ③企業の施工実績や配置予定技術者の能力を評価することも考えられる。

(4) ガイドライン整備後の総合評価方式の実施状況

2005 年度 11 月末現在までの総合評価の実施状況（入札公告されたもの）は表－３の通りであり、昨年度の実施件数 411 件を既に超えている。また、本ガイドライン及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン（2005 年 9 月）」³⁾ が整備された第 3 四半期以降において簡易型の実施件数が増加しており、総合評価方式の実施拡大に簡易型の導入が寄与しているものと考えられる。

表－３ 総合評価方式の実施状況（2005 年度）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	合計
簡易型	—	7	1 5 3	1 6 0
標準型	1 1 4	1 7 3	1 1 7	4 0 4
高度技術提案型	1	3	3	7
合計	1 1 5	1 8 3	2 7 3	5 7 1

一般競争入札及び公募型指名競争入札（港湾空港、農業水産関係を除く）で手続きを開始したもの（2005 年 11 月末現在）

3. 総合評価方式に係わる今後の課題

国土交通省では2006年度において直轄工事の5割超（金額ベース）を目標に総合評価方式を適用することとしており、今後は比較的小規模な工事における品質確保の観点から、また一方で、自然条件や社会条件の制約の強い工事において、民間業者の有する特殊な技術やノウハウを活用してより品質の高い工事を行う観点から、公共工事全体を視野に入れた総合評価方式の適用が図られることとなっている。総合評価方式が真に価格と品質が総合的に優れた工事の調達方式として機能するため、国総研として以下の課題に取り組む必要がある。

(1) 簡易型の施行状況のフォローアップと見直し検討

簡易型については、各地方整備局において独自に評価項目や配点を選定し、試行的な取り組みを行っているところであり、今後、簡易な工事の品質確保における本方式の効果を確認するとともに、入札参加者の技術力のより適切な評価、発注者の事務の効率化等の観点から、評価項目や配点等について適宜見直し検討を図っていく必要がある。

このため、各工事案件毎に技術評価の結果や工事成績等を収集し、評価項目と工事品質の相関等について分析を行うこととしている。

(2) 高度技術提案型の手続きの整備

工事の高度化のために、民間業者の新技術や優れた工夫を募る高度技術提案型においては、技術提案をさらに改善し優れたものとするため、発注者と入札参加者による技術対話ができるとともに、価格の面から技術提案の幅を広げるため、提出された技術提案をもとに予定価格を定めることができる。技術対話については、入札参加者の公平性を確保した上で、効率的な技術提案の改善が行われるための方法について、また予定価格については、最も優れた技術提案が採用できる適切な設定方法について検討することとしている。

また、ダンピング入札等に対する所要の技術レベルの確保、民間業者の技術提案に対するモチベーションの向上、審査等事務の効率化等の観点から、

技術提案の段階で入札参加者を絞り込むような仕組み等についても、諸制度との整合を図りながら検討することが重要である。

(3) 発注者の技術力の向上

技術力を重視した調達方式を推進するに当たっては、発注者側にも業者選定時に企業の技術力を評価したり、施工状況や完成した工事の良し悪しを判断するための技術力が一層求められることとなる。このため、国総研としても関係機関と連携し、研修等を通じて現場の技術的支援を行う。

その一方で、全国建設業協会⁴⁾によると特に市町村では技術系職員が一人も在籍しないところが1/4以上にも達しており、不定期に大規模又は多くの工事案件が発生する可能性のある、これら機関に対しては、適宜外部からの支援を受けられる仕組みを作ることも重要である。

例えば、中部地方整備局では、中部4県の公共工事の発注者を支援するため、『公共工事発注者支援機関認定制度』及び『公共工事発注者支援業務技術者認定制度』を創設している。本認定制度では、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる「発注者支援機関」を活用しようとする場合の、発注者支援機関の選定や各発注者間の統一的な運用に資することを目的としている。

国総研、地方整備局等による地方公共団体の技術的支援等の他、このような発注者支援制度を整備することにより、公共工事に係わる発注者全体の技術力の向上を図っていくことが重要である。

【参考文献】

- 1) 国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会：入札談合の再発防止対策について，2006
- 2) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン，2005
- 3) 国土交通省：国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン，2005
- 4) 全国建設業協会：市町村における技術系職員数の調査結果，2000